

平成28年度事業計画

大阪府及び市町村の都市・まちづくり行政と連携し、大阪府域における秩序ある良好な市街地の形成に寄与するため、市街地の整備・開発・保全に係るまちづくりを推進するとともに、建設発生土等を有効活用した阪南港の埋め立て造成による「環境共生型のまちづくり」を進める。また、道路・河川敷等の公共用地を有効活用した駐車場運営事業及び河川敷を活用した賑わいづくりを進める。

【1】 公益目的事業

1 まちづくりコーディネート事業

(1) 土地区画整理事業等の支援に関する事業

ア 都市整備調査計画事業

幹線道路沿道や既成市街地の計画的なまちづくりとして実施される区画整理事業等の都市整備事業について、府・市・町と連携し、調査・計画立案をはじめ地元組織に対する合意形成や事業手法の検討など、専門的・技術的な立場から事業化の支援を行う。

| 事業区分 | 事業概要 | 対象地区 |
|------------------------|--|--|
| 幹線道路沿道 まちづくり | 幹線道路沿道での乱開発の抑制、面的整備事業の計画立案や事業手法の検討、地元調整等 | 第二京阪道路 (交野市星田北地区、星田駅北地区、 寝屋川市寝屋2丁目地区) 新名神関連道路(高槻市成合地区他) 国道309号(松原市新堂4丁目地区他) 大阪中央環状線(松原市立部地区他) 国道170号 (八尾市服部川・郡川地区 河内長野市上原・高向地区他) |
| 既成市街地の再生 まちづくり | 面整備、規制誘導 策等 | 熊取町熊取駅西地区 |
| 新たな市街地の形成 まちづくり | | 島本町JR島本駅西地区 |
| 規制誘導策による まちづくり | 地区計画、建築協定、緑化協定、景観協定等 | 四條畷市砂・薮屋地区 |
| まち育ての支援 (エリアマネジメント) | 茨木市真砂・玉島台地区 寝屋川市寝屋南地区(地権者と新規住民、営業者による協議会) | |
| 調査研究 | まちづくりの立上げから、事業化のための手法検討、まち育てなど各段階で、エリアマネジメントや区画整理手法の柔軟な活用などについて、現実性のある調査研究を行う。 | |

イ 土地区画整理支援事業

土地区画整理の調査計画段階から事業実施段階に至った地区について、住民等の合

意形成を図りながら関係機関との調整を行い、換地設計や土地区画整理組合の運営、事業全体のマネジメントなど、技術力とノウハウを活かした総合的な支援を行う。

| 事業区分 | 事業概要 | | 対象地区 |
|---------------|-------------------------------|---|---|
| 都市再生型土地区画整理事業 | 都市再生緊急整備地域や鉄道駅などの交通結節点、既成市街地等 | <ul style="list-style-type: none"> ▶技術援助業務 ▶組合設立認可業務 | 藤井寺市藤井寺駅周辺地区 |
| 新市街地型土地区画整理事業 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶換地設計 ▶実施設計 ▶施工監理 ▶組合運営事務等 | 寝屋川市小路地区 枚方市・交野市茄子作南町地区 松原市天美東地区 八尾市曙川南地区 岸和田市岸和田丘陵地区 |

(2) 密集市街地まちづくり活動支援事業

ア 密集市街地サポート助成

文化住宅等が密集する市街地において、災害の危険性が高い老朽建築物の除却や不燃性の高い建築物への建替えを促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図るため、老朽建築物等所有者や住宅事業者等を対象として、事業化の検討支援や助成を行う。

(ア) 建替え等相談段階支援

老朽建築物等の所有者を対象として、建替え等の検討に際し課題となっている事項について相談対応等の支援を行う。

(イ) 建替え検討段階支援

老朽建築物等の建て替えを検討する所有者を対象として、概略の建築計画・採算計画の作成等の支援を行う。

(ウ) 地元組織検討段階支援

老朽建築物等の所有者で組織する地元組織が、面的な事業化や規制・誘導方策を検討するために必要な費用を助成する。

(エ) 不燃化促進支援

大阪府密集市街地整備方針に基づき不燃化の促進を図るため、老朽建築物等を早期に除却し、一定の要件を満たす住宅の建設を行う事業者を対象に助成する。

(オ) 除却促進支援

老朽化した文化住宅等を除却し、跡地を空地として一定期間所有する土地所有者を対象に助成する。

(カ) 防災広場整備支援

老朽建築物の除却跡地を防災広場として整備するまちづくり協議会等を対象に助成する。

イ 密集市街地整備支援調査

市が密集市街地内の防災性の向上や居住環境の改善を図る上で重点的に面整備の事業化や老朽建築物等の建替え促進のための規制・誘導を検討している地区において、市の要請に基づき整備基本構想案の作成等の調査を行う。

(3) まちづくり初動期活動支援事業

地域住民が主体となったまちづくり活動を行う団体を対象として、まちづくりの意識啓発からまちづくり構想等の作成など初動期活動に要する費用の一部を助成する。

ア はじめの一步助成

自主的な活動を始めているが、活動方針や活動内容が検討段階にある地域団体を対象に、先進地視察、講習会、勉強会等、まちづくりの意識啓発に繋がる経費を助成する。(10万円/地区を限度)

イ 初動期活動助成

地域団体によるまちづくり構想などの作成に要する経費を助成する。
(原則 50 万円/地区を限度)

(4) まちづくりアドバイザーの派遣

地域のまちづくり活動団体に対して専門的な知識を有するアドバイザーを派遣し、活動を支援する。(3万円/回、3回を限度)

(5) まちづくり事業化検討支援事業

地域のまちづくり活動団体から相談を受けた市町村が、土地区画整理事業や市街地開発事業等による整備が必要と認め事業化に向けた働きかけを進める地区等において、「まちづくり基本構想の作成」「事業化の検討」に関する支援を行う。

(6) まちづくりの普及啓発

ア 専門家等の登録と活用

まちづくりアドバイザーの登録、賛助会員の登録により専門家やノウハウを有する企業の協力を得て、地域住民等のまちづくり活動を支援する。

イ 情報の発信

センターの業務を広くPRするための「機関紙」21号を発行する。

また、まちづくり活動団体、まちづくりアドバイザー、賛助会員及び市町村のまちづくり関係課に対し、まちづくりに関する定期的な情報提供としてニュースレターを発行する。

ウ 市町村技術職員研修会の開催

市町村の若い世代の職員を対象に、調査、設計、施工、維持管理などの基礎的な研修を実施し、市町村職員の知識及び技術力の向上を支援する。

○開催予定回数：10回

○参加予定人数：1回の研修につき20人～50人程度

○研修の内容：地盤調査の基礎知識、舗装の設計・施工・補修、橋梁の維持管理など。

また、必要に応じて大阪府等とも連携しながら「講習会」等を行う。

(7) 市町村道路施設点検等支援事業

平成26年7月に道路法施行規則が改正され、道路管理者に対し、橋梁等の道路施設について5年に1回、近接目視による全数監視が義務付けられた。

点検業務について、技術職員などが不足する府域の市町村から大阪府に支援の要請があり、これを受け、平成27年度からセンターがまちづくりの専門機関として、大阪府及び市町村と締結する「橋梁点検業務の支援に関する基本協定書」に基づき、点検作業の一括発注・施工監理、点検データの蓄積・活用に加えて、実地研修を通して人材の育成を行うことにより市町村を支援する。

ア 業務内容

(ア) 橋梁点検業務の一括発注及び施工監理業務

府域の市町村から個別に受託した橋梁点検業務を専門業者に一括発注し、スケールメリットを生かしながら、橋梁点検作業の施工監理を行う。

(イ) 点検データの蓄積と活用

橋梁点検業務で生じた問題点などを府内の土木事務所単位に設置される地域維持管理プラットフォームの学識経験者等と協議し、橋梁点検業務の様々なデータ・ノウハウを蓄積する。

また、同プラットフォームのメンバーとデータ等を共有し、活用を図る。

(ウ) 市町村の職員に対する実地研修

市町村の技術職員を対象に、橋梁点検等に関する技術研修を点検作業の進捗に合わせて実地で実施し、人材の育成を図る。

イ 支援の対象

大阪府域の地方公共団体で、支援を希望する市町村。

※市町村：大阪府域の43市町村のうち、政令指定都市の 大阪市、堺市及び自ら点検を実施する予定の市を除く市町村

ウ 団体数及び橋梁数

| | | 平成28年度 |
|--------------------|-----|--------|
| 市町村道路施設 点検等支援事業 | 団体数 | 12市町村 |
| | 橋梁数 | 350 |

※12市町村：茨木市、藤井寺市、泉南市、豊能町、和泉市、貝塚市、能勢町
河内長野市、大阪狭山市、太子町、千早赤阪村、吹田市

2 環境共生型まちづくり事業

大阪府港湾局が岸和田市の沖合で進めている阪南港阪南2区整備事業に主体となって取り組み、建設発生土等のリサイクルによる埋立造成業務を進めるとともに、環境にやさしい魅力あるまちづくりを推進する。

(1) 埋立造成業務

ア 搬入計画量

建設発生土及び浚渫土砂を受け入れる。

建設発生土 50万トン

浚渫土砂 1.6万m³

イ 業務の内容

(ア) 受入契約の締結及び搬入料金等の徴収・管理業務

(イ) 検収業務

(ウ) 埋立工事管理業務

(エ) 環境保全対策業務

(2) まちづくり業務

人や環境にやさしい魅力あるまちづくりをめざし、まちづくり会の運営を通じ、大阪府港湾局、岸和田市と共に各種の調査、計画づくりに取り組む。

【2】収益事業等

1 駐車場運営事業

高架道路下や河川敷等の公共空地の占用許可等を受けて駐車場を整備・運営し、有効活用を図ることにより、違法駐車防止と地域住民等の自動車保管場所の確保により利便性の向上を図る。

(1) 駐車場の状況

ア 自動車駐車場

| 事業内容 | 箇所数 | 収容台数 |
|--------|---------|--------|
| 時間制駐車場 | 中之島他6ヵ所 | 271台 |
| 月極駐車場 | 豊田他26ヵ所 | 1,715台 |
| 計 | | 1,986台 |

イ 自動二輪車駐車場

| 事業内容 | 箇所数 | 収容台数 |
|--------|---------|------|
| 時間制駐車場 | 中之島他1ヵ所 | 120台 |
| 月極駐車場 | 中野他11ヵ所 | 110台 |
| 計 | | 230台 |

(2) 駐車場の改良工事等

| 名称 | 所在地 | 区分 | 内容 |
|----------------|-----------|-----------|---------------|
| 下田部駐車場 | 高槻市登町 | 月極 | LED照明球へ取替 15灯 |
| 野々宮駐車場 | 茨木市野々宮 | 月極 | 照明設備の増設 4基 |
| 上新田駐車場 | 豊中市上新田 | 月極 | 自動ゲート設置（更新）1基 |
| 豊田駐車場外2 駐車場 | 堺市南区桃山台他 | 時間制 月極 | 防犯カメラの設置 |
| 中野駐車場 | 大阪市都島区中野町 | 月極の 一部 | 舗装補修工事 |
| 佃駐車場 | 大阪市西淀川区佃 | 月極 | 区画線等書替工事 |

2 河川敷の環境保全・魅力向上事業（河川賑わい空間創出事業）

大阪府が推進する水都大阪の再生に向けた河川賑わい空間創出事業に協力していく。

(1) 堂島川賑わい空間創出事業

堂島川の堂島大橋から玉江橋間の左岸（延長 400m区間）において、公的機関として河川敷を占用し、堂島川賑わい空間の創出に努める。

(2) 八軒家浜賑わい空間創出事業

天満八軒家駐車場の位置する八軒家浜は、河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域に指定（平成 23 年 7 月 15 日）され、民間事業者等による河川の恒常的かつ適正な利活用が進むことで駐車場の利用向上も期待できることから、八軒家浜賑わい空間創出に向け協力を行う。

《駐車場》

| 名称 | 事業内容 | 区分 | 収容台数 |
|-------|--------|-------|------|
| 天満八軒家 | 時間制駐車場 | 乗用車 | 98台 |
| | | 自動二輪車 | 34台 |
| | 月極駐車場 | 乗用車 | 16台 |
| 計 | | | 148台 |

《駐車場の改良工事》

| 名称 | 所在地 | 区分 | 内容 |
|-------|-----------|-----|----------|
| 天満八軒家 | 大阪府中央区北浜東 | 時間制 | 電気設備改修工事 |